

高輪地区地域事業

高輪今昔物語運営支援業務委託事業候補者募集要項

本件は、平成27年4月から実施する事業のため、予算の議決前に運営支援業務委託事業候補者を募集します。

よって、予算が成立しなければ契約することができないことをご理解のうえ、ご参加ください。

平成27年1月

港区高輪地区総合支所協働推進課地区政策担当

1 募集の趣旨

高輪地区には、歴史的・文化的資産が数多くあり、地域の歴史や伝統、文化の魅力を、区民のみならず幅広く紹介することが必要です。

また、文化芸術活動は、人々の心と生活にゆとりと潤いを与えるとともに、豊かな人間性や創造性を育みます。文化芸術活動をとおして、地域に住む人、働く人、訪れる人など、様々な世代の人々が集うことで、コミュニティ形成、地域の活性化につながると期待されています。

このような状況を踏まえ、高輪地区では、平成24年度から平成26年度まで「高輪地区歴史・文化資産のデジタルアーカイブ」事業を実施し、写真資料を介した、高輪地区の歴史・文化について学べる機会や交流の場を設けてきました。

平成27年度から実施する高輪今昔物語は、高輪地区版計画書（平成27年度から平成29年度までの3カ年計画）に計上されている地域事業であり、「高輪地区歴史・文化資産のデジタルアーカイブ」事業の後継事業です。高輪地区のまち並みの魅力を発信するため、写真の収集・保存・活用を行う当該事業には、これまで収集した写真資料の有効な活用方法や、新たな写真の収集方法が求められています。また、写真資料を介した高輪地区の歴史・文化を学ぶ機会や場の充実や、地域交流のより一層の発展が望まれています。

そのため本件は、高輪今昔物語運営支援業務の受託者を募集し、公募型プロポーザル方式により、これまで事業において収集した写真をどのように活用し、また、新たに写真を収集するイベントを提案し、区民参画組織と連携を図りながら活動を発展させていくのか、事業者の基本的な考え方等を問うものです。

2 高輪今昔物語の概要

(1) 事業目的

高輪地区のまち並みの魅力を発信するため、写真の収集・保存・活用を行います。取組には、地域住民や地区内の大学と連携し、地域住民が高輪地区への愛着を深めるとともに、地域交流の発展や観光分野での活用をめざします。

(2) 事業内容

収集した写真を活用し、高輪地区の歴史的建造物などを巡るまち歩きやワークショップなどの交流イベントを実施します。また、高輪地区の魅力を発信するために、まち歩きの経過を紹介する地図の作成や、展示会の開催など、収集した写真を活用したイベントを実施します。その他高輪地区の歴史・文化について学べる講座や落語などを実施します。

(3) 参考事業規模額 293万円（税込み）

この金額は、事業規模の目安を示したものであり、契約額を表すものではありません。

3 委託期間

平成27年4月1日（水）～平成28年3月31日（木）

4 参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 企画提案書提出期限において、港区長から指名停止を受けていない者であること。
- (3) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

6 事業候補者決定までのスケジュール（予定）

事項	日程	時間
募集要項の配布	1月9日（金）～22日（木）	午前9時～午後5時
質問書の受付	1月9日（金）～14日（水）	午前9時～午後5時
質問への回答	1月16日（金）	指定時間
応募申込書受付	1月9日（金）～22日（木）	午前9時～午後5時
第一次審査（書類審査）	1月29日（木）	指定時間
第一次審査通過事業者通知発送	1月30日（金）	指定時間
第二次審査書類の配布 （一次審査通過者のみ）	1月30日（金）	指定時間
質問書の受付	1月30日（金）～2月3日（火）	午前9時～午後5時
質問への回答	2月4日（水）	午後5時（予定）
第二次審査書類受付	1月30日（金）～2月9日（月）	午前9時～午後5時
第二次審査 （ヒアリング、プレゼンテーション）	2月21日（土）	指定時間
事業候補者の決定（内示） 選考結果発送	2月23日（月）	指定時間

7 質問の受付及び回答

（1）質問の方法

第6号様式「質問書」に質問の要旨を簡潔にまとめて、高輪地区総合支所協働推進課地区政策担当までFAXで提出してください。

（2）受付期間

平成27年1月9日（金）～1月14日（水） 午前9時から午後5時まで（必着）

（3）回答の方法

平成27年1月16日（金）に、すべての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては回答しない場合があります。

8 応募の手続き

（1）提出物

① 応募申込書類

以下のとおり、所定の第1号様式～第5号様式を提出してください。

提出書類	書式
1 応募申込書	所定の書式 <別紙>第1号様式
2 応募事業者概要	所定の書式 <別紙>第2号様式
3 総括責任者の経歴等	所定の書式 <別紙>第3号様式
4 主任担当者の経歴等	所定の書式 <別紙>第4号様式
5 業務に対する基本姿勢	所定の書式 <別紙>第5号様式

■提出部数－7部

- <内訳>・1部を正本とし、表紙に事業者名を記入してください。
・6部（副本、コピー可）については、すべてのページ（表紙を含む）に事業者名及び事業者を特定する事項の記入はしないでください。

※上記のほか、区が必要とする書類の提出を求めることがあります。

(2) 提出書類の提出方法・受付期間

① 提出方法 持 参

※提出の際は、表紙に、「高輪今昔物語応募申込書類」と記入の上、A4版タテで作成し、必要書類をホチキス止めで左綴じにし、インデックスを貼り、ページを付してください。

※同様の書式を電子メールにてデータを送信してください。なお、送信先アドレスは、担当部署にお問合せください。

② 受付期間 平成27年1月9日（金）～1月22日（木）

※受付期間の午前9時から午後5時までに必ず電話予約の上、来所してください。

※受付の際は、提出物の確認のため約10分程度要しますのでご了承ください。

③ 提出先

港区高輪地区総合支所協働推進課地区政策担当

住所：港区高輪一丁目16番25号 高輪コミュニティーふらざ4階

(3) 応募に関する留意点

① 区職員等との接触について

この要項の公開日以降、区が提供する機会を除き、選考委員、区職員及び本件関係者に対して、本件提案に関する（質疑を含む）接触はできません。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格となる場合がありますので、ご注意ください。

② 著作権

応募申込書類及び運営提案書の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、区は事業予定者の公表等が必要な場合には、応募申込書類及び運営提案書の内容を無償で使用できるものとします。

③ 提出書類の扱い

区に提出された書類は、理由を問わず返却しません。

④ 重複提案について

プロポーザル参加者につき、応募申込書は1つとします。

⑤ 応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合には、辞退届（第7号様式）を提出してください。

ただし、第一次審査の通過以降は、辞退することはできません。

⑥ 応募費用

応募や選考後の協議に対しての参加報酬・交通費及び受託のための準備等に係る経費は、応募者の負担とします。

⑦ 区が提供した資料の取扱い（委託内容等）

区が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに、第三者に対して、これを使用させること、又は、内容を提示することを禁止します。

⑧ 追加書類の提出・ヒアリングの実施

区が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めます。

9 第二次審査について（第一次審査通過事業者のみ。書類審査・ヒアリング審査）

（1）審査方法

① 第一次審査通過事業者に対し、第二次審査を行います。提出いただく書類は、具体的な事業提案、事業スケジュール等提案書類を予定しています。所定の書式を平成27年1月30日（金）に電子メールで送付し、書類提出期限を平成27年2月9日（月）とします。その間、質問の受付を平成27年1月30日（金）から2月3日（火）まで行い、2月4日（水）に、すべての質疑に対する回答書を第一次審査通過事業者へ電子メールで送付します。書類の提出方法等詳細については、第一次審査通過事業者へお知らせします。

② 第二次審査事前提出書類を基に、プレゼンテーション、ヒアリング及び質疑応答を行います。説明時間は10分とし、その後15分程度の質疑応答を行います。第二次審査の実施日時は、平成27年2月21日（土）を予定しています。実施場所等の詳細は第一次審査の結果通知時にお知らせします。

③ 第二次審査については、プレゼンテーション、ヒアリング、質疑応答及び第一次審査提出書類、第二次審査提出書類等を総合的に評価・審査します。審査結果については、平成27年2月23日（月）に第二次審査通過事業者に通知します。

（2）審査結果の公表

事業者が決定した後、第一次審査通過事業者全員に結果を通知します。また、選考過程における公平性、透明性、客観性を確保するため、選考過程の情報を公表します。公表の対象となる情報は、質疑応答、審査結果（選定されなかった事業者は、名称を非公表、点数を公表）、決定事業者の提案書等の内容を含みます。公表は、契約締結後、区のホームページ等で行います。

(3) 審査基準

提案書、プレゼンテーション等の内容について、いくつかの審査項目を設け、項目毎に評価を点数化した上で総合的に判断します。審査項目については、第一次審査通過事業者へお知らせします。

10 失格条件

次に掲げる条項の一つに該当する場合は失格となることがあります。

- (1) 申込書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 申込書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (3) 申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 申込書に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 応募に関する留意点に示された条件に適合しないもの。
- (6) この要領に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合。

11 契約関係

- (1) プロポーザル方式による選考後、事業候補者と業務内容、契約条件等について協議します。事業候補者と協議が整わない場合は、次点者と協議を進めることとします。
- (2) 区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則（昭和39年3月31日規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会要綱（昭和43年7月29日43港総財第491号）第1条に定める港区業者選定委員会の議を経ます。なお、審議の結果により、契約を締結しない場合があります。
また、事業候補者は、本プロポーザルにおいて選定されたことを以って運営支援期間中全ての契約を当然に締結し得る権利を有するものではありません。
- (3) 運営支援の詳細については、事業開始前に区と事業候補者で協議し決定します。また、事業開始後も適正な運営支援を図るため、区と事業者は定期的に協議を行います。
- (4) 運営支援に要する費用に対し、平成27年度予算額の範囲内で措置します。
- (5) 本件は、平成27年4月から実施する事業のため、予算の議決前に業務委託事業候補者を募集しますが、平成27年度予算が成立しなければ契約することができません。
- (6) 平成28年度については、適正な事業運営支援がなされていると認められる場合に限り、事業候補者として推薦します。ただし、本プロポーザルにおいて選定されたことを以って、平成28年度の契約を当然に締結し得る権利を有するものではありません。

12 提案内容の公表

事業候補者の提出書類（二次選考書類含む）は、契約締結後に港区ホームページで公表します。プロポーザル参加者は、事業候補者となった場合には提出書類を公表することを了承の上、本件プロポーザルに参加するものとします。

13 提出先・問い合わせ

港区高輪地区総合支所協働推進課地区政策担当

〒108-8581 港区高輪一丁目16番25号

電話 03-5421-7123

FAX 03-5421-7626